

公益社団法人
神奈川県労働安全衛生協会
代表者 殿

神勞発基 0531 第 1 号
平成 28 年 5 月 31 日

神奈川県労働局長



労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について (産業医の選任関係)

労働基準行政の運営について、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令 (平成 28 年厚生労働省令第 59 号。以下「改正省令」という。) が、平成 28 年 3 月 31 日に公布され、平成 29 年 4 月 1 日から施行されます。

改正省令による改正後の労働安全衛生規則 (昭和 47 年労働省令第 32 号) の定め (新旧の定めとの対照を含む) は別添のようになりますが、今般の改正の趣旨、内容等は下記のとおりですので、貴団体におかれましても、これらを十分御理解いただくとともに、貴団体の会員及び関係事業場等に対する周知を賜りますようお願い申し上げます。

記

第 1 改正省令の趣旨

事業経営の利益の帰属主体 (以下「事業者」という。) の代表者や事業場においてその事業の実施を総括管理する者が産業医を兼務した場合、労働者の健康管理と事業経営上の利益が一致しない場合が想定され、産業医としての職務が適切に遂行されないおそれがある。このため、事業者の代表者や事業場においてその事業の実施を総括管理する者を産業医として選任してはならないことについて規定したこと。

第 2 細部事項

1 第 13 条第 1 項第 2 号 イ 関係

事業者の代表者を当該法人の事業場において産業医として選任してはならないが、他の事業者の事業場において産業医として選任されることは差し支えないこと。

2 第 13 条第 1 項第 2 号 ロ 関係

事業者が法人でない場合にあつて、事業を営む個人を当該事業場において産業医として選任してはならないが、他の事業場において産業医として選任されることは差し支えないこと。

3 第 13 条第 1 項第 2 号 ハ 関係

事業場においてその事業の実施を総括管理する者を当該事業場において産業医として選任してはならないが、他の事業場において産業医として選任されることは差し支えないこと。

労働安全衛生規則第13条(改正後の規定)－平成29年4月1日施行

第一項 法第十三条第一項の規定による産業医の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 産業医を選任すべき事由が発生した日から十四日以内に選任すること。
- 二 次に掲げる者(イ及びロにあっては、事業場の運営について利害関係を有しない者を除く。)以外の者のうちから選任すること。
 - イ 事業者が法人の場合にあっては当該法人の代表者
 - ロ 事業者が法人でない場合にあっては事業を営む個人
 - ハ 事業場においてその事業の実施を統括管理する者
- 三 常時千人以上の労働者を使用する事業場又は次に掲げる業務に常時五百人以上の労働者を従事させる事業場にあっては、その事業場に専属の者を選任すること。
 - イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
 - ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
 - ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
 - ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
 - ホ 異常気圧下における業務
 - ヘ さく岩機、鋳打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
 - ト 重量物の取扱い等重激な業務
 - チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
 - リ 坑内における業務
 - ヌ 深夜業を含む業務
 - ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、苛性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
 - ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
 - ワ 病原体によつて汚染のおそれが著しい業務
 - カ その他厚生労働大臣が定める業務
- 四 常時三千人をこえる労働者を使用する事業場にあっては、二人以上の産業医を選任すること。

労働安全衛生規則第十三条 新旧対照表

改正前 (旧)	改正後 (新)
<p>第一項 法第十三条第一項の規定による産業医の選任は、次に定めるところにより行なわなければならない。</p> <p>一 産業医を選任すべき事由が発生した日から十四日以内に選任すること。</p> <p>二 常時千以上の労働者を使用する事業場又は次に掲げる業務に常時五百人以上の労働者を従事させる事業場にあつては、その事業場に専属の者を選任すること。</p> <p>イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務</p> <p>ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務</p> <p>ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務</p> <p>ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務</p> <p>ホ 異常気圧下における業務</p> <p>ヘ さく岩機、鉦打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務</p> <p>ト 重量物の取扱い等重激な業務</p> <p>チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務</p> <p>リ 坑内における業務</p> <p>ヌ 深夜業を含む業務</p> <p>ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、苛性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務</p> <p>ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務</p> <p>ワ 病原体によつて汚染のおそれが著しい業務</p> <p>カ その他厚生労働大臣が定める業務</p> <p>三 常時三千人をこえる労働者を使用する事業場にあつては、二人以上の産業医を選任すること。</p>	<p>第一項 法第十三条第一項の規定による産業医の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>一 産業医を選任すべき事由が発生した日から十四日以内に選任すること。</p> <p>二 次に掲げる者(イ及びロにあつては、事業場の運営について利害関係を有しない者を除く。)以外 の者のうちから選任すること。</p> <p>イ 事業者が法人の場合にあつては当該法人の代表者</p> <p>ロ 事業者が法人でない場合にあつては事業を営む個人</p> <p>ハ 事業場においてその事業の実施を統括管理する者</p> <p>三 常時千以上の労働者を使用する事業場又は次に掲げる業務に常時五百人以上の労働者を従事させる事業場にあつては、その事業場に専属の者を選任すること。</p> <p>イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務</p> <p>ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務</p> <p>ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務</p> <p>ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務</p> <p>ホ 異常気圧下における業務</p> <p>ヘ さく岩機、鉦打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務</p> <p>ト 重量物の取扱い等重激な業務</p> <p>チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務</p> <p>リ 坑内における業務</p> <p>ヌ 深夜業を含む業務</p> <p>ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、苛性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務</p> <p>ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務</p> <p>ワ 病原体によつて汚染のおそれが著しい業務</p> <p>カ その他厚生労働大臣が定める業務</p> <p>四 常時三千人をこえる労働者を使用する事業場にあつては、二人以上の産業医を選任すること。</p>